

白石市統合型 GIS 更新事業
プロポーザル実施要領

白石市
令和4年7月

1 業務の説明

(1) 目的

この実施要領は「白石市統合型 GIS 更新事業」(以下「本業務」という。)の受託候補事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 業務名称

白石市統合型 GIS 更新事業

(3) 業務内容及び要求仕様

業務内容及び要求仕様は、以下の資料に記載する。

「白石市統合型 GIS 更新事業 業務要件仕様書」

「白石市統合型 GIS 更新事業 提案書作成要領」

「その他補助資料」

(4) 契約期間等

契約期間は、契約締結日から令和10年7月31日までとする。

システム稼働期間は令和5年8月1日から令和10年7月31日までの60か月間とする。

ただし、道路台帳データの作成に係る業務の稼働期間は令和6年4月1日から令和10年7月31日とする。

(5) 業務の場所

白石市役所及び関連施設(総合福祉センター、健康センター、農林振興センター、中央公民館、各幼稚園、及び各保育園等)

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(7) 提案上限額

金51,800,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

金56,980,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

ただし、この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。また、提案書作成要領に規定する見積書に記載する合計額は、上記提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格等

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、白石市競争入札参加資格者名簿の「物品の販売・製造、役務の提供」に登録されている者であり、次の要件のすべてを満たすこととする。

① 次の各号のいずれにも該当すること。

ア 白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領(昭和61年告示第32号)に基づく指名停止措置を受けていない者。

イ 白石市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでない。

② 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間で、本市と同規模の地方自治体(人口1万人以上10万人未満)において、統合型 GIS の運用実績があること。

③ ISO9001、プライバシーマーク及び ISMS の各認証を取得していること。

④ 別紙「白石市統合型 GIS 更新事業業務要件仕様書」の内容を確実に遂行でき、安定的かつ健全な経営能力を有していること。

(2) 参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失する。

① 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。

② 本手続の期間中に、前条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

③ 辞退届を提出したとき。

(3) 参加の辞退

本業務のプロポーザルへの参加を辞退する場合は、事前に連絡のうえ提案書の提出期限までに直接持参又は郵送により辞退届を提出すること。なお、辞退したことによって、以後の本市発注における競争入札等において不利益な取扱いを受けることはないものとする。

辞退届の提出先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課 システム管理係

電話 0224-26-8228

E-mail joh@city.shiroishi.miyagi.jp

3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

	内 容	期日・期間等
1	公募開始	令和4年7月13日(水)
2	質問書の受付期間	令和4年7月13日(水)から 令和4年7月27日(水)まで
3	質問書の回答予定日	令和4年8月1日(月)
4	参加表明書及び提案書等の提出期限	令和4年8月22日(月)
5	一次審査(提案書審査)日	令和4年8月下旬
6	一次審査結果通知日	令和4年8月下旬
7	二次審査(プレゼンテーション、デモン ストレーション)日	令和4年9月下旬 ※日程の詳細は1次審査合格者に対し、 通知します。
8	受託候補事業者の決定及び通知	令和4年10月上旬
9	見積合わせ及び契約締結	令和4年11月上旬
10	システム稼働開始	令和5年8月1日(火)

4 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問については、別紙様式8「質問書」によりE-mailで提出するものとし、電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。本市が電子メールを受信した際は、受信を確認した旨の電子メールを返信する。

① 提出期間

令和4年7月13日(水)から令和4年7月27日(水) 午後5時まで

② 提出先

〒989-0292

宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課 システム管理係

電話 0224-26-8228

E-mail joho@city.shiroishi.miyagi.jp

メールタイトル 「【白石市統合型 GIS 更新事業】質問書(事業者名)」

事業者名には、事業所の名称(略称可)を記載すること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和4年8月1日(月)午後5時までに電子メールにより全ての参加事業者(辞退者は除く)に対し回答する。

5 参加申請の手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書(一次審査、二次審査共用)

提案書の構成は以下のとおりとする。

- ・ 参加表明書【様式1】
- ・ 秘密保持誓約書【様式2】
- ・ 企業概要【様式3】
- ・ 実績調査票【様式4】
- ・ SLA 定義書
- ・ 業務提案書
- ・ その他参考見積書【様式7】

② 見積書類等

- ・ 費用見積書【様式5】
- ・ 提案価格内訳書【様式6】

(2) 提出期限

令和4年8月22日(月)午後5時まで

(3) 提出方法

上記の①提案書は紙媒体で正本1部、副本12部及びそれらを収録した電磁記録媒体(DVD-R)1部を提出すること。

提出は、提出先への直接持参とする。持参により提出できる時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 提出先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部デジタル推進課 システム管理係

電話 0224-26-8228

E-mail joho@city.shiroishi.miyagi.jp

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案事業者の負担とする。(提案書等作成、デモンストレーション、プレゼンテーション含む)

(6) 本市からの疑義照会

提出のあった提案書等の内容について、必要に応じて本市から疑義照会等を行うことがで

きるものとする。

(7) 提案書等の取扱い

- ① 提案書の提出後において、事業者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めないものとする。
- ② 提出された提案書等は一切返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書等は公開しないものとする。

6 一次審査(書類審査)

提出された提案書等により、一次審査(書類審査)を行う。なお、参加申請者が5社以上の場合は、一次審査の上位4社を選定する。

(1) 審査方法

- ① 2(1)に記載のある参加資格要件を満たしていること。
- ② 選定委員会の委員は、下記表に基づき各自採点を実施して審査による評価点を算出し、委員全員の評価点のうち最上位と最下位の評価点を除いた平均を事業者の審査評価点とする。(小数点第2位を四捨五入)

委員による一次審査の評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	項目	内容	配点
1	提案書審査	同種業務における実績	160
		本稼働までのスケジュール概要及びこの期間の本市・事業者の役割分担	
		機能要件に対する対応	
		追加システム要件(道路台帳・公園台帳・ため池ハザードマップ)に対する対応	
		本市に有益となる提案(農地基本台帳システム)	
		本市に有益となる提案(固定資産システム)	
		本市に有益となる提案(避難行動要支援者支援システムデータ更新業務)	
		本市に有益となる提案(委託契約等による業務)	
		現行システムからのデータ移行に関する対応	
		システム運用・保守に対する考え方	
		公開型 GIS に関する対応	
		SLA 定義書	
独自提案			
一次審査(提案書審査)計			160

(2) 結果通知

- ① 一次審査の結果については、全ての提案事業者(辞退者を除く)に対し、書面の郵送により個別に通知する。一次審査合格者に対しては二次審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション)の依頼を併せて行うこととする。

7 二次審査(プレゼンテーション、デモンストレーション審査)

(1) 審査方法

本プロポーザルによる審査及び評価については、「白石市統合型 GIS 更新事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行うものとする。

① プレゼンテーション(提案書)審査

- ・ 選定委員会において、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、提出された提案書を基に、内容について質疑を行い、本業務内容の理解度や取組姿勢、本市にとって有効となる提案内容等について評価を行うものとする。
- ・ プレゼンテーション審査は、1者あたり40分程度で行うものとし、出席者は5人以内とする。
- ・ プレゼンテーションに必要となる機材は、本市から指示のない限り、提案事業者にて準備すること。

② デモンストレーション審査

- ・ 提案事業者の提案するシステムについてデモンストレーションを行い、選定委員会において、画面の見易さや画面展開のレスポンス、レイヤ作成やその他機能の充実度等について評価を行うものとする。

なお、農地基本台帳システム等、本市に有益となる提案としてデモンストレーションを行うことも可能とする。

- ・ デモンストレーション審査は、1者あたり1時間程度で行うものとし、出席者は5人以内とする。
- ・ デモンストレーションに必要となる機材は、本市から指示のない限り、提案事業者にて準備すること。

③ 見積価格評価

- ・ 本業務に必要な経費について、妥当性や経済性、他者比較等について評価する。

④ その他

- ・ プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査について、質疑応答の時間を合わせて20分程度設けること。

(2) 選定方法

選定委員会において、プレゼンテーション、デモンストレーション及び見積価格の全ての評価を踏まえた総合的な判断により、受託候補事業者を決定するものとする。また、次点者につ

いても併せて選考する。

選定委員会の委員は、下記表に基づき各自採点を実施して、審査による評価点を算出し、委員全員の評価点のうち最上位と最下位の評価点を除いた平均を事業者の審査評価点とする。(小数点第2位を四捨五入)

委員による評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	項目	内容	配点
1	プレゼンテーション審査	同種業務における実績	170
		本稼働までのスケジュール概要及びこの期間の本市・事業者の役割分担	
		機能要件に対する対応	
		追加システム要件(道路台帳・公園台帳・ため池ハザードマップ)に対する対応	
		本市に有益となる提案(農地基本台帳システム)	
		本市に有益となる提案(固定資産システム)	
		本市に有益となる提案(避難行動要支援者支援システムデータ更新業務)	
		本市に有益となる提案(委託契約等による業務)	
		現行システムからのデータ移行に関する対応	
		システム運用・保守に対する考え方	
		公開型 GIS に関する対応	
		SLA 定義書	
		独自提案	
提案業者の業務習熟度			
2	デモンストレーション審査	画面の見易さ	40
		画面展開のレスポンス	
		機能の充実度	
		操作の簡便さ	
		担当 SE の業務習熟度	
審査による評価点			210

価格による評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	項目	内容	配点
1	見積価格評価	配点×全体の最低提案価格÷当該提案額 (小数点第2位を四捨五入)	90
価格による評価点			90

事業者の審査評価点と価格による評価点を合計した値を、事業者の得点とし、第1位の事業者を受託候補事業者、第2位の事業者を次点者とする。

なお、事業者の得点が同点となった場合は、くじ引きにより受託候補事業者及び次点者を決定する。

また、事業者の得点が評価点総点(300点)の5分の3未満となった事業者は、受託候補事業者及び次点者として選定しない。

(3) 結果通知

審査結果については、全ての参加事業者(辞退者を除く)に対し書面の郵送により個別に通知する。

また、本市のホームページにおいても公表するものとし、その際は第1位の事業者(受託候補事業者)名及び得点のみを公表する。

(4) その他

- ① 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。
- ② 審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

8 契約

受託候補事業者は、提案した提案書及びプレゼンテーション等の内容に基づき、本市と詳細設計及び契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結するものとする。

なお、受託候補事業者との協議において、両者が合意に至らない場合は、次点者との協議を行うものとする。

契約手続及び契約書は、白石市財務規則の定めるところによるものとする。また、契約締結後において、受託事業者に本要領における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

9 その他留意事項

- (1) 参加事業者は、本業務により直接又は間接的に知り得た情報について、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- (2) 提案書については、参加事業者が無断で本業務以外の用途に使用しないものとするが、選定作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 本要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。
- (4) 質問書等を電子データにより提出する場合は、パスワード等により暗号化を行うこと。